

令和8年度 第1回 滋賀県環境こだわり農業審議会 議事概要

- 1 日時 令和8年8月20日（木）14：00～16：00
- 2 場所 滋賀県農業教育情報センター4階 第4研修室
- 3 出席委員 田中（勝）会長、青柳委員、越後委員、加藤委員、北村委員、志和委員、瀬口委員、ディーガン委員、中島委員、中村委員、樋口委員、廣瀬委員、茂木委員、森委員
（欠席：浅沼委員、辻井委員、富田委員、西田委員、福田委員）
- 4 資料
 - ・【資料1】 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画における成果指標の進捗状況および令和8年度関連事業等の取組について
 - ・【資料2】 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（骨子案）について
 - ・【参考資料】 新たな環境直接支払交付金の基本的な考え方・仕組み
- 5 議事
 - (1) 滋賀県こだわり農業推進基本計画における成果指標の進捗状況および令和8年度関連事業等の取組について
 - (2) 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（骨子案）について

【事務局】 滋賀県こだわり農業推進基本計画における成果指標の進捗状況および令和8年度関連事業等の取組について、および、滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（骨子案）について説明

【会長】 ありがとうございます。大分情報がリッチなので、なかなか皆さん、どこからというところがあるかもしれません。もし御理解が少し追いつかないところなどの確認も結構ですし、私自身、今日の御説明で十分理解できなかった部分もありますので、その辺りの御質問からコメント、あるいはフォローアップのような情報に関する確認ですとか、どなたからでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

私は、今、オンラインなので、現地の方が手を挙げられても恐らく分からないので、もし対面の現地の委員の方からの挙手がありましたら、事務局でサポートをお願いします。

では、私から2点、事務局に基本的な確認です。

まず、1点目ですけれども、この新しい制度の中では、県の特認取組というのはあり得るのでしょうか。

それから、2点目として新しい環境こだわり農業って御説明ありましたけれども、これは環境こだわり農業の定義を変えるということでしょうか。

この2点をまず教えてください。

【事務局】 はい、ありがとうございます。新しい制度に県の地域特認取組があるのかということ、はまだ分からない状況です。

新しい環境こだわり農業ですけれども、現状、取り巻く環境はかなり厳しいと認識をしており、その厳しい中においても、環境こだわり農業を充実・強化させていくという意味で説明させていただきました。

【会長】 はい、ありがとうございます。県の特認取組がなくなる可能性が高いとすると、県への影響は甚大です。我が県の環境直接支払の取組は、そのほとんどが特認取組で、具体的に言えば、例えばIPMと長期中干しのセットで、これで恐らく半分ぐらい。それが、新しい国の政策メニューに本県は取り組めない可能性がある、これはかなり大きなセットにつながるわけです。

つまり、環境こだわりで、全国のトップランナーであった我々が仕切り直しを

迫られることですから、これは国の取組メニューがはっきりしないと、推進計画も立てられない、要するにそこが定かでない中で、取組の方向性を定めるというのは難しいと思います。時期的にずれ込むという話ですからそれを待つわけにもいかないんでしょう。

ただ、おおよそ悲観的なシナリオが現実味を帯びている中で、今日の資料は楽観的過ぎるという気が個人的にはしました。

それから、2点目の環境こだわりを変えないということもちよっと楽観的過ぎると思います。というのは、もう国はいわゆる減減に対する支援をしないとやっているわけですから、その中で環境こだわりでこれまでどおり減減を支援しますというと、国の大きな流れの中に滋賀県だけがついていけない。従前のものを引きずってしまうというのは、これはかなりまずいと思います。

要するに、成功した自治体や企業がそうであったように、成功してきたがために大きく変化できず凋落することを懸念しています。我が県もそのような可能性がかなり高いと私は今日の資料を見て思いました。

それから、環境こだわり農業が十分訴求できてないというところは、逆にうがった見方かもしれませんが、訴求するだけの内容になってないということが言えると思います。環境こだわり農業は、もともと県単で始まった取組で四半世紀たっています。当時は画期的な取組だったかもしれませんが、現在は普通の取組になっています。

そういう意味でも環境こだわりという名称を続けるのは結構ですが、内容もそのままで、これまでと同じやり方で人々の認知を高めていけるのかと、疑問に感じます。物事が極めて流動的な中では、最悪のシナリオも含めて考えないといけない。そういう意味で考えると、今日の県から示された資料というのは極めて楽観的で、私は大いに心配です。

事務局から回答いただかなくてもいいので、委員のほうから何かご意見、ご質問、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。

少し補足をさせていただきます。

【会長】

お願いします。

【事務局】

国の制度で、滋賀県の取組が危ないのではないかという御意見ですが、先ほどの資料で、支援対象取組(案)の③番で、土づくりの面的拡大等への支援の中で、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援というメニューが案として示されており、この中で、滋賀県の5割削減の取組が対象になるという方向で、国の担当者に確認しており、現段階で滋賀県で1万haほどの取組が、即、来年からはしごを外されることにはならないと認識しております。

その上で、新たな環境こだわり農業というのは、これまでは主に有機肥料等に頼りながら比較的手間のかからない環境こだわり農業に取り組んできた訳ですが、原点に返ってしっかり土づくりを行う。堆肥や緑肥を用いて大地を育む輪作農法という言い方をしていますが、そのような形で収量が上がるように、環境こだわりでも普通の栽培と変わらない収量が取れるこだわり農業を目指そうということで、新たなという表現を使っておりますので、補足説明とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。

ただ一方で一つ気になるのは、やはり本県の特認取組がかくも多くの農家に受け入れられてきたのは、手間がかからないからというのが1つ大きな理由として上げられると考えています。要するに、兼業で週末だけ従事する農家でも、IPMと長期中干しであれば問題なく取り組める。

ただ、資料の3番目に土づくりと書かれており、より実態を伴う取組を支援対象に組み込むというニュアンスが見て取れます。

そうすると、これまで限られた時間しか圃場に入れない兼業農家の方が、この土づくりに対応できるかという、ハードルがあり、これまでと比べ取組の水準が上がると思います。これまでのようなメニューにならない可能性があるた

め、流動的な面が多いと思いますが、本県に対し、一定程度の逆風であることは避けられないので、それを踏まえ、推進計画を改定することが重要ではないかと思います。

現地の委員さん、オンラインの委員さん、どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

【委員】

〇〇です。よろしくお願いします。

私からは、1点意見を述べさせていただきます。私は消費者の立場から主に考えており環境こだわり農産物の価値の消費者への訴求が不十分というところについて意見させていただきます。

まず、ブランド志向と価格優先の二極化が進むことは、確かにそのような面もあると思いました。

また、そこからブランド志向の消費者への訴求が不十分と、ブランド志向の消費者限定していることが今後の潜在的な需要拡大の可能性を打ち消しているのではないかなと思いました。

やはり価格高騰が進む中で、ブランド志向と価格優先に区分すると、これから消費者の方が環境こだわり農産物に触れる機会がどんどん少なくなるのではないかと懸念しています。ですので、価格優先の方であっても、環境こだわり農産物を手に取ることができる社会の仕組みをつくるべきだと思っています。特に、食は日常的に購入する機会が多いので、習慣的な行動になっていて、考える機会を持てないと思います。その中で、価格優先の方であってもまずは手に取ることができる、そのような環境を整えると、そこから興味を持って調べるきっかけにもなると思います。

ですので、流通・小売での付加価値、ブランド力の向上というより、むしろもっと多くの人が普通に、最初はあまり意識していなくても手に取ることができるような環境をつくるのが大切だと思っています。

そうすることで消費者の立場、食べる側の立場から環境こだわり農業を支えるといった社会の仕組みをつくれると思います。

以上です。

【会長】

はい、ありがとうございます。

他の委員の方から、今日の内容につきましていかがでしょうか。

【委員】

御説明ありがとうございました。〇〇と申します。

まず、主要施策3つあるのですが、これまでと何が変わったんだろうと正直思うところがあり、具体的に今回注力しようとする内容を教えていただきたいと思いました。これが1点目です。

もう1つは、要は労力に対して対価が合わないから広がらない、減るという、シンプルに言うとそうかなと思います。労力を下げることや、対価を上げることに對する手立てが資料に書いている方策と実際に効用を出したい内容の関係性が見えないと感じており、例えば、認知度だけが上がればいいのかと思います。以前から認知されたからといって単価が上がらないことが問題なのに、認知すると何か解決策になるのか、企業と新しい仕組みをつくって何が起きるのか、その辺りのもう少し鮮明に問題に対する方策を整理するとよいのではと思いました。

以上です。

【会長】

はい、〇〇委員、ありがとうございました。

それでは事務局、それぞれについて御回答いただけますか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。〇〇委員からいただきましたが環境こだわり農産物を手に取る環境を整えることについては、現状、環境こだわり農産物ではお米は店頭に並んでいます、野菜は店頭で並んでいないことがあり、生産拡大を図っていくことはもちろん、環境こだわり農産物を広く知っていただくことがまずは重要だと思っています。今後、施策の方向性の中でも、環境こだわり農業について、子ども、若者に対して知っていただく機会を設けたいと考えております。

一般的な農産物よりも安い価格でということについては、県でできることは

あまりありませんけれども、まずは皆様に環境こだわり農産物を知っていただくことと、併せて環境こだわり農業の取組面積を増加し、生産量を増やし、皆様に手に取っていただく環境をつくらることが大事だと考えています。

〇〇委員の、今回の施策は何が変わったのかというところですが、資料2のポイントに、重点施策をこれまでと異なる内容を記載しているところです。環境こだわり農業の困難化に対しては、大地を育む輪作農法というこれまでとは異なる輪作体系を提唱しながら、地力を上げるという内容にしています。オーガニックの高まりに対しては、これまでは個人の農業者の方について推進してきましたが、これを点から面に広げていくために、市町や関係機関、JA等で組織化を図り、オーガニックを推進することがこれまでと異なるところでございます。

環境こだわり農業の理解促進ですけれども、確かにその企業と連携して何が変わるのかというところはあると思いますが、環境に関心のある企業に、環境こだわり農業を知っていただき、例えば会社として社員食堂で使っていただくということが考えられますし、一方で寄附をして応援いただく、また市町が宣言するオーガニックビレッジには農業者だけでなく多様な方が関係しながら有機農業の推進に向けて取り組んでいくものですが、この取組を企業の方からも応援いただくということを考えています。

以上です。

【委員】

もう少しありのままを話せるといいなと思いながら聞いていました。

【会長】

今の事務局の回答では大地を育む輪作農法というのが新しいと言われました。

ただ、資料を見る限りでは、土づくりに関連する緑肥や堆肥を循環型の輪作でやっていくということですが、緑肥、堆肥は別に新しいメニューではなくてこれまでもあったわけで、取組面積は少ないものの、既存メニューにも含まれています。その後の、トップランナーとしてのオーガニック産地の拡大推進、その次のこだわり農業の理解促進によるブランド化に書いてある内容は、これまでと全く一緒と言ってもいいので、先ほど〇〇委員が発言された新規性を感じないという意見に、私も全く同感で、これだけ国の方針が変化する中で、県がそのままでもいいのかどうかという、別に悪いとまでは言わないものの、県のこれまでのトップランナーとしてのアドバンテージは失われることを危惧しています。この程度の取組であると、恐らく、他の都道府県も取り組むでしょう。情勢が大きく変わる中で、我が県の特認取組もなくなり、その状況で、これまでのようなトップランナーの地位を維持できるのかというのは、私は相当難しいと思います。

もちろん、トップランナーを維持することが目的ではないですが、それはきちんと御理解いただきたいと思います。

【委員】

そういう意味では環境こだわりの取組面積割合50%という目標で、今の41%から9%向上させるのはとても困難な目標であり、それを本当に実現しようと思うと、この内容でないのかと思います。

逆に、現状を維持する、来年は40%を維持するという内容であれば、このような形になると思って聞いていました。

【会長】

国の施策がどうなるかによって、現状の40%も大幅に失われる可能性があり、悲観的なシナリオも踏まえ、県には幾つかの推進計画の変え方を用意されたほうがいいと思います。今日お示しいただいたのは、看板は変わるけれども、中身は変わらないというシナリオだったらこれでいいと思います。

でも、さすがに今回は大きな変化は避けられないので、これまでとは違う異次元の対応をする必要があると思います。特にこれまでトップランナーであったがために、多くの資産を引きずってしまっている我が県は、ほかの都道府県と比べると変化というもののコストが大きいので、対応を誤ると一気に置いていかれる可能性があると思っています。

ほかの委員の方からの御意見、御質問、いかがでしょうか。

【委員】

こんにちは。〇〇と申します。

私は「認知度が低迷し」という部分と、「こども、若者へのアプローチの強化」という部分にすごく責任を感じました。学校給食は予算が決まっているので、その予算の範囲内で支払いをできることが第一条件になり、長浜では環境こだわり米ではなくて長浜産コシヒカリを使用しています。仕入れ、入札により決めるんですが、そのような状況のためこれまで環境こだわり農作物のお米を扱わせていただく機会が少なかったものですから、今回、子どもたちにアプローチしていくというのを考えました。

というのも、コロナ禍のときに近江牛、近江しゃもという滋賀県産物を給食で使わせていただく機会があり、現在でも、年に3回近江牛を給食で使っております。そうすると、子どもたちがすごく喜びます。近江牛を使う機会がない、見ることもないという御家庭もたくさんあります。そんな子もみんな一緒に、「近江牛だ、近江牛だ」と言って食べてくれます。子どもさんがおうちへ帰ってから、「今日、近江牛だった」と言います。おうちの方も、「よかったね、おいしかったね」と言って、またその近江牛という言葉が家の中で発せられます。そうすると、近江牛の店の前を通ったときに、「ああ、この間、食べたものだ」となります。学校給食の影響は結構大きく、そうすると先生方もまた近江牛を楽しみにされます。先生方の御家族や近所の方もいらっしゃるので、近江牛を年3回使わせていただくことで、この近江牛という名前を給食を通してみんなが身近に感じていただいたということがありました。

給食は週4回米飯しています。その毎日の米飯を環境こだわり農産物になくても、例えば年に1回使わせていただく。うちのセンターでは280kg使わせていただくことになります。そして、その生産者さんの写真や、動画があれば、この方が作ってくれたんだという話になります。そのようにして生産者さんをお知らせする、環境こだわり米を知ってもらうことはできます。そうすると、その子がまた家に帰って「今日の御飯は環境こだわり米だったんだ」と言ってくれば、「どのようなものか」と波及する方法が幾らでもあったのに、何も手をつけていなかったの、見る機会が少なくブランド力の低下とか言われると、すごくもったいないという後悔を感じております。

ですので、年に一回だけでも使わせていただけるような方法をこちらも考えていきたいと思いますので、その際には御協力いただけたらと思います。

【会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、またもうお一人、お二人御意見いただいてから、事務局の方に御対応いただきましょう。いかがでしょうか。

【委員】

確認ですが、国が新しい環境直接支払交付金を考えていて、資料にある(3)の支援対象取組を更新し、同一の圃場同一取組の支援は5年までというお話でしたので、令和9年からは今まで取り組んでいた人たちも支援対象になるということですがけれども、次の5年後はどうなるのか、非常に気になるところです。そのあたり、今、県が考えていることはありますか。

【会長】

〇〇委員、ありがとうございます。それでは、今、お二方、御意見をいただきました。それぞれ異なる内容ですがけれども、事務局のほうでお願いできますか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。今、〇〇委員からいただきました、年に1回でもいいので環境こだわり農産物を給食で取り扱う機会を作りたいという内容ですが、温かいお言葉をいただけたと感じております。県としても一緒になって考えていけたらと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

〇〇委員からの国の新たな環直交付金の6年目以降の取組については、まだ状況が分かりませんが、6年目以降も本県の農業者が継続してこの環直交付金の支援が受けられるよう、国担当者と意見交換を通じ、滋賀県の状況を理解いただきながら、制度設計していただけるように継続して働きかけていきたいと考えております。

以上です。

【委員】

国の方針は出ていないかもしれませんが、支援対象を増やし、自立した人たちは支援しないという考えだと考えられます。それと、今まで支援していた

人たちを継続して支援するのは両立しないと思います。国の方針に乗るのか、県は県として取り組むのもあり得るのか。県独自で対応していくことも考えられるでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。事務局、今の点はいかがですか。

【事務局】

現時点で、県独自で支援をしていくとは言えない状況ですので、まずは令和9年度以降の国の新たな環直交付金がどのようなメニューになるのかや、本県の取組状況を踏まえながら、今後、議論を進めていく必要があると考えているところです。

【会長】

ありがとうございます。今、国は公的助成を分野を問わず減らそうという感じで、特に軽減税率1%の影響も踏まえて考えているようですから、この6年目以降をどのように対応するのか注視していきたいと思います。

そういう中で、支援期間を区切って支援の出口が先に見えていると、多くの農家は6年目以降の取組を行わない可能性があり、我が県にも相当影響があると思います。また、それを県が単独で支えるのは難しいことだと思うので、いろいろなリスクがある中で、もう少しいろいろ考える必要があると思います。

あまりに不確実なので非常に難しいものの不確実な中でも判断する必要があり、頑健な県の方針というのが、新しい環境こだわりの推進計画には欲しいところです。今はあまりに既存の路線に乗っかり過ぎているので脆弱だと思います。

ほかの方はいかがでしょうか。

【委員】

高島市のマキノ町で有機農業をしております〇〇と申します。本日はよろしくをお願いします。

私は令和元年から転職してUターンで地元に戻って有機農家として働いてます。これまで全く農業はしてこなかったのですが、一大決心して農家になろうと転職しました。それまでは、この環境こだわりの取組や支援を全く知らなかったもので、この制度を知ったときは、本当に素晴らしい制度があるんだと思いました。ほかの産業にはここまで手厚い補助はないと思いますので、本当にありがたいと思っています。

我々の畑は中山間地域にありますので、よく地域協定の大学生の方等が中山間の田んぼに来ていただきお話しすることがあるのですが、環境こだわりのことを話すと、「えっ、知らなかった」という方が多いので、これまでの実績や、生物多様性への貢献等をいろんな場面でPRされるとよいと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。それでは、もうお一方ぐらい御意見伺ってから事務局にお願いしましょうか。いかがでしょうか。

【委員】

確認なのですが、今、中山間地域という言葉が出ました。私は消費者ではなく生産者の立場から中山間地域のことについて、今後どのような対応になっていくのかについてお伺いしたいと思います。

今後、みどりの食料システム戦略で、認定農業者が確定されていくということでした。25の法人で間違いなかったでしょうか。現在4,000人弱の個人農家さんが環直交付金に取り組んできたけれども、対象となくなるのかなとお話を聞いていて感じました。そもそもこの交付金、県の直接支払交付金にしても割と湖東を中心に設定されているのかなという意見を直接農家さんから聞く機会が多いです。私が行っている中山間地域大津市の旧志賀町になりますけれども、農業者の方にヒアリングさせていただくと、よくそういった意見を聞きます。

今後、この国の制度が変わったときに、この中山間地域の個人の農家さんたちの受ける影響はどうなるのかなと、私の認識が間違っていなかったか含め質問させていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、お二方の御質問、確認について、事務局のほうでいかがでしょうか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。〇〇委員からいただきましたこれまでの取組について、何かもう少し若者に知っていただけるようなものがあればということですが、次年度以降もその環境こだわり農業、環境こだわり農産物とは何かということについて、誰でも同じ説明ができるようなもの、媒体を作成できればと考えているところです。環境こだわり農業の制度だけではなくて、これまでの取組の成果も含めて皆さんに知っていただきたいと考えているところです。御意見ありがとうございます。

〇〇委員から意見がありました中山間地域の生産者の件ですが、令和9年度から環直交付金を受けるためには、みどり認定を受けていただく必要があります。こちらは個人でも、団体でも認定を受けることが可能です。現状、滋賀県におきましては、58が認定を受けている状況です。現状、約4,000人弱の方が環直交付金に取り組んでおられますので、この方々を令和9年度の環直交付金の申請まで、令和8年度中に認定事務を進めていきたいと考えております。みどり認定を受けていただくことが、新たな環直交付金の入り口要件となっていますので、中山間地域の方々にもみどり認定を受けていただけるよう、今後市町、JAを中心に推進をしていきたいと考えております。

中山間地域につきましては、中山間地域直接支払交付金や世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策という日本型直接支払交付金を活用しながら、中山間地域の維持、発展に取り組んでいただいております。この中山間地域の農業者で、環直交付金に取り組んでおられる方もおられれば、平場でも取り組んでおられない方もおられますので、今後、オーガニックビレッジ宣言された市町の取組を推進しながら、中山間地域の方にも取り組んでいただけるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

【会長】

はい、ありがとうございます。これらも国の施策の方向性にかなり影響されますね。

国の方向性によらず、今、いただいた御意見のようなところで、県がどう対応できるか幾つかのシナリオで考えておいたほうがいいかもしれません。要するに、国からの支援が極めて限定的になるシナリオ、ほとんど変わらないシナリオ、その中間ぐらいとか3つぐらいはやっぱり考えておいて、それぞれにどういう対策を用意できるかといった前向きさが重要だと思います。

【委員】

御説明ありがとうございます。参考資料で交付金が変わると言われても、私は消費者の立場ですので、これが一体どんな影響があるのか、認定が必要ではあるが、その認定をすぐに対応できるのか、生産者の方々は大丈夫かなといった心配がまず正直なところで、消費者としては何かできることはないのかなと思います。

私は、生協連ですけれども、コープしがの理事でもあり、コープしがでも環境こだわり農産物、特にお米を応援し、利用して支える取組を2011年から継続してやっており、今年は430tぐらい利用されたと聞いています。生産者と触れ合える交流の場を持っていますので、ぜひ生産者の方々を応援していきたいなと思っています。

「きらみずき」について確認したところ、11月頃に量が少ないと聞いており、毎週お届けするのは難しいものの、11月頃に紹介、案内をしていきたいと考えておりますので、生協からも環境こだわりを県民の皆さんに知ってもらうようなアピールを滋賀県の方と一緒にしていきたいと思っています。どう支援すればよいのか難しいところですが、一緒に取り組む具体的な提案をしていただけたらうれしいと思います。

以上です。

【会長】

〇〇委員、ありがとうございます。

もし発言がまだの方おられましたらいかがでしょうか。

【委員】

説明、ありがとうございます。私は、草津市で農業を営んでおり、1人の生産者として意見を述べさせていただきます。基本計画骨子案の中で、オーガニック産地等の拡大推進という項目がありますが、市町との連携によるオー

ガニックの産地化、生産者の組織化によりある程度産地は拡大していくと思うのですが、組織をつくるだけだと年数が経過するうちにその組織が継続するののかという心配があります。オーガニック等と関係なく、例えば、一般の生産者の組合であっても、最近、農業者の減少によって組織がなくなったり、組織に属することにより自分たちのやりたいことや、自分たちで確保した独自の売り先・販路が制限されたりすることを懸念しています。せっかく設立した組織が、人数が減って成り立たないという問題があると思っているので、生産者組織をつくるだけでなく、組織をつくった後の継続方法や、生産者同士が納得できる組織運営を検討する必要があると思いました。

【会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局、お二方からの御意見についていかがでしょうか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。〇〇委員からいただきました、消費者の立場として認定に対してできることはあるかということですが、県としても、みどり認定農業者になるための申請に手間がかからないよう、ひな形をお示しながら認定事務を進めていきたいと考えているところです。コープしがさんへの提案内容については、また別途御相談させていただければと思います。コープしがさんとのやり取りの中で、点の取組が面の取組になるようにできればと考えておりますので、御協力よろしく願いいたします。

〇〇委員からありました組織の継続に向けた運営方法も検討いただきたいという内容ですが、現状、オーガニックの取組は個人が主であるため、これを面的に広げることを考えているところです。この組織の在り方についても、既存の組織を見ると継続が難しいこともあると思いますし、いろんなやり方がある中で、緩やかな連携、緩やかな産地というものも考えながら、個人の取組、組織に入ることによってやりたいことが損なわれないような運営方法を考えていきたいと考えております。また生産者の立場から、いろいろ御意見いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【委員】

お世話になります。

この計画の見直しというところも含めて、大変難しい問題だと思っております。滋賀県の農業ではやはり水稻をしっかり伸ばしていかなければならないと思っております。その中でいろいろと計画を策定いただいている、県には大変御苦労いただいているところです。

ここ3年ほど、急激な温暖化、高温が大きく影響し、収量・品質が大きく低下しております。そのほかに、肥料不足も原因であると思っております。この環境こだわり農業は環境や体にいいんですけれども、農産物に対して肥料が行き届いていない弊害がここ数年出てきている状況です。それから、平成13年産以降、一等比率が低下している要因の一つに、環境こだわり農業の推進も少しあるのではないかと思いますので、等級比率や収量をどのように上げていくかも並行して考える必要があると思います。その一方、先ほど事務局がおっしゃった土づくりは大変重要であり、土づくりを実践されている農家さんはかなりの収量で、一等比率も高いとお聞きしております。これをどうすればもっと簡単にできるのか。資料に書かれている大地を育む輪作農法は非常にすばらしい提唱だと思いますので、これが多くの農家の方が低いハードルで取り組めるよう、御提案いただけるとよいと思いますので、引き続きいろいろと御尽力いただきたいと思います。

よろしく願いします。

【会長】

はい、ありがとうございます。土づくりと取り組むハードルということで、非常に大事な御指摘だと思います。では、もう一方のご意見を伺ってから事務局のほうにお願いします。

【委員】

〇〇と申します。お願いいたします。

生産者の方にとっては変化が激しく、それに対する努力に関して本当に頭が下がる思いです。私からは消費者の目線で、もしかしたらこれまでの質問と多少重複するところがあるかもしれませんが、今もなお続く長い物価高で家計が圧迫されています。先ほど食べることでびわ湖を守るとありましたけれど

も、環境こだわり農産物を食べて応援したいという思いはあっても、日常的に購入しづらい状況があると思います。消費者のそういった善意や応援に頼りにくくなっている今、安定した流通の仕組みづくりは喫緊の課題ではないかと思います。そういった面で販売促進の対策を考えておられるということでしたが、その中でオーガニックビレッジ宣言の取組に関して消費者へのメリットや、宣言していない市町への効果、その他具体的に何か手応えを感じられている点や課題などがありましたら、教えていただけますとありがたいです。

よろしくお願いします。

【会長】

はい、ありがとうございます。

では、事務局、お二方からの御意見についてお願いします。

【事務局】

はい、ありがとうございます。〇〇委員からいただきました、農業者の方が簡単に取り組める土づくりでございますが、大地を育む輪作農法の中でいろいろ検討を進めていきたいと思っておりますし、農業者が取り組まれ、土づくり効果を実感いただき、生産性向上が図れるところまで引き上げたいと思っております。これについて、JAグループ等と一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇〇委員からいただきましたオーガニックビレッジ宣言の消費者へのメリットですけれども、オーガニックビレッジ宣言をされている日野町では、学校給食の中でオーガニック米を提供されていると伺っており、子どもたちはその日野町で作られたオーガニック米を食べ、またそれを親の方にお話をされる機会があるのかなと思っております。オーガニックビレッジ宣言されていない市町も一定あるんですけれども、近隣の市町への波及効果を期待しているところです。また、それぞれの市町には実際にオーガニック農業に取り組んでおられる方もおられますので、どのような取組ができるのかということを、市町の方々や、関係する方々といろいろ検討していきたいと考えております。

以上です。

【会長】

はい、ありがとうございます。そうですね。おおよそ皆さん、御質問、御意見いただきましたが、もう少し確認や、御意見をおっしゃられたいという方がおられましたらお願いしたいと思います。

【委員】

この輪作農法が進むといいと思いますが、進め方に対して具体的な方策をもっと考える必要があると思います。提唱や拡大というスローガンレベルであれば、あまり変化がないと思って聞いていました。

なので、その肥料、施肥が効きやすくするために、CECを上げるために堆肥を入れるというその基本的な思想はいいと思いますが、それを実現するために何が課題なのかを何かもう少しはっきりと捉えておかないと進まないと感じます。また、先ほど、環境こだわり農産物について理解が進むガイドブック等をつくれるのかなと思って聞いていましたが、どの流通経路に売るかにより、それが意味があるのかないかは全然違う気がしています。小売りで売っていくのであれば、その背景・経緯を読める人はそんなに多くいないのであまり関係ないと思いますし、そのつくるアウトプットは、どの流通経路で売らるのかを意識して計画を組まないと、アウトプットと販路拡大というのがあまりひもつかないような気がしました。

【会長】

はい、ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思います。

やはり生産者の方が輪作をすることはかなり大きな変化ですけれども、それに対してどのような支援をしていけるか、後押しができるかは、やはり提唱だけでは難しいだろうと思います。

ただ一方で、先ほど御意見ありましたように、気候変動の中でも、収量品質の高い圃場は土づくりをしているという御意見でしたけれども、それをきちんと伝えても、伝えるだけではなかなかうまくいかないと思います。やはり提唱だけでなく、もう少し具体的な施策を考える必要があるだろうということが、〇〇委員の御意見を伺いながら感じておりました。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

すみません。私、〇〇から追加で1点質問させていただきます。

これまでの皆さんの話を聞く中で、やはりおっしゃっていたように提唱、特に消費者に対してはただ伝えるのみならず、もっと手に取りやすいような環境を整えることで、食べる場所から生産者の皆さんを支えることができると思っています。その中で、今回の資料に、環境こだわり農産物だけを扱うような特設の売場を設けているとのお話があったかと思います。そういった取組がもっと広がれば、多くの方が目にしたり、そもそも存在を知ることにつながると思うのですが、現状そんなに数多くありませんでした。その理由や今後そういった取組を拡大させるために何が必要なのかを、調査したり、検討したりされていますか。

【会長】

はい、御質問ですね。

では、これ事務局、お願いします。

【事務局】

環境こだわり農産物を取り扱う売場があればということですが、実際には少ないのが現状でございます。生産量が少ない、生産面積が少ないということで、一時的には店頭に並ぶけれども、安定して供給できるような状況にないと認識をしております。販売者の方の御意見を聞きながら、どういったことに問題や課題があるのかを少し掘り下げて問題点、課題を整理していきたいと考えております。

【会長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

すみません。追加で質問させてください。

5ページの農業系の廃プラスチックの排出の抑制について、緩効性肥料のプラスチックのカプセルが琵琶湖に流出している件で質問です。以前から流れていたものが今も堆積されていると思いますが、子どもたちを対象にした琵琶湖の砂浜を調査すると、やはりたくさんプラスチック、まだまだ出てきます。これを緩効性の肥料に変わっているということですが、被膜が変わっていった、プラスチックから植物性のものになっていったということなんですが、実際にどれぐらい今、それを使用する方がおられるのか、もし把握されていたら、教えてください。

【会長】

お願いします。

【事務局】

すみません。資料1の3ページに、令和7年度の環直交付金の支援対象取組別の面積がございます。この中の地域特認であります非プラ緩効性肥料が、令和7年度からの支援メニューになっておりまして、これまで被膜殻の緩効性肥料に取り組んでおられた方がこの被膜殻を用いない肥料に変えられました。取組人数が今分かりませんが、取組面積は2,751haで、トータルの11,725haのうちの、約4分の1で取組されている状況です。

【会長】

具体的な削減量までは分からないということですね。それはそうかもしれません。

ただ、やはり一市民の感覚で言うと、どれぐらいプラスチックが減ったのかが知りたい数字であるので、少しでも状況がわかる答えを県からいただくと幸いです。

例えば、先ほどのオーガニックビレッジについても、宣言はできるけれども、それが具体的にどういう成果となって、社会、地域に影響したのか、そういうアウトカムが欲しいと思います。

まだまだ御意見もいろいろあったかと思うんですけども、そろそろ時間になりましたので、ここで議事を終了して事務局に進行をお返しします。

【事務局】

失礼いたします。本日は長時間にわたり、大変たくさん有意義な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

冒頭、会長から国の制度が大きく変わる中で、異次元の対応が必要ではないかという御意見をいただきました。我々も決して楽観視しているわけではなく、非常に危機感を持っており、国とは何度もやり取りしながら、この環境直接支払交付金の今後のあり方について意見交換や要請を行っているところでございます。

そうした中で、たちまち来年度からの5年間は、はしごを外され、滋賀県の

取組や農家の方が対象にならない事態は避けられるのではないかとみておりますが、6年目以降は厳しい可能性も十分あると大きな危機感を持っております。

もちろん、6年目以降も滋賀県の農業者の方がしっかり支援対象となるよう要請してまいります。最悪の場合、支援が受けられないとの危機感を持ちながら、仮にそうした支援対象にならなくなっても、環境こだわり農業が一定生産者の所得向上につながる取組にならないと駄目だという問題意識を強く持っています。今日のお示しした資料の中では、そうした思いを十分にお伝えしきれていないところがあり、反省しているところです。

今まで、こだわり農業に取り組めば収量が落ちるのは当たり前となっていたところを、手間はかかるけれども、土づくりをしっかりとやって収量を上げていく。また、価格も、認知度を上げる中でまず知っていただき、その上で、徐々に評価いただき買っていただける、そのような良い循環をつくり出していく過程で、何とか、まず5年間で環境こだわり農業の取組が持続できる仕組み、体制をつくっていきたいと思っています。

その上で、国には支援の継続を要請しながら、生産者が取組を続けていただければと考えており、今後、計画策定を進めていきたいと思っています。

9月以降になれば、国制度の詳細も明らかになると思いますので、次回の審議会、一応11月を予定しておりますが、その際には国制度のより具体的な内容も御説明させていただくとともに、もう少し具体的な内容も織り交ぜた計画について、皆様方から御意見いただき、環境こだわり農業がしっかりと次の世代に引き継いでいけるような取組を進めていきたいと思っております。

引き続き、皆さん方から御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げます。本日の締めくくりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(了)